

【書評】

**Stewart Motha, *Archiving Sovereignty: Law, History, Violence*
(The University of Michigan Press, 2018)**

植田将暉

スリランカの浜辺で過ごした幼い時代の回想に始まる本書は、まず米軍基地の置かれたインド洋の島々をめぐる外交文書の分析に取り組み、かと思えばオーストラリアの難民政策や先住民問題に話題を移し、さらにはアパルトヘイト以後の南アフリカの政治状況を検討する。「旅のカatalog」(xi 頁)のように、著者はインド洋をとりまく複数の土地と哲学者や裁判官、詩人、アーティストらによるさまざまなテキストを取り上げながら、法や主権、暴力、歴史をめぐる思考を広げていく。

扱う話題の広さは、ともすれば論点を詰め込みすぎているとか、どの専門分野の文献か不明瞭であるといった批判を招く要因となる。けれども評者はそのような手数の多さこそ本書の魅力であると考えている。本書の著者は批判法学や「法と人文学」の領域に位置づけられる法学者であり、その論述のスタイルには法学の内部にとどまるのではなく他分野へ議論を開いていこうという意欲があらわれている。

実際、本書は法学者以外にも広く受け取られているようである。裏表紙に掲載された推薦文は法学者だけでなく歴史学者と社会学者、哲学者によって書かれている。関心を惹くのは、そのひとりがジャン＝リュック・ナンシーであることだ。著者はナンシーから大きな影響を受けているらしい。ナンシーの死の直後に著者が書いた追悼文をインターネット上で読むことができるが¹、そこでは博士課程の頃にナンシーの著作を読みふけたこと、そして 2005 年にロンドン大学で開催されたデリダ追悼の連続講義のために来訪したナンシーと交わした会話が印象深く思い出されている。本書の議論は現代哲学と法学が交わるところで形成されてきた。

著者のスチュワート・モータは、現在ロンドン大学バーベック校で教授をつとめる法学者である。その関心を的確に言い表す分野名はあまり見あたらないが、移行期正義論やポストコロニアル法学などが当てはまりそうだ。法と主権、暴力、歴史といった著者の関心は、かれ自身の経歴のなかで培われてきたものであるようだ。生年は明らかにされていないが、著者は幼少期をスリランカで過ごしたのち、1983 年に始まった内戦によって一家でオーストラリアへ逃れることを余儀なくされ、1990 年代のシドニーで法学を学んでいる。スリランカでの民族紛争の経験、そして

¹ Stewart Motha, “Being-with: Farewell, Jean-Luc Nancy,” 8 Sep. 2021, *Critical legal thinking: law and the political*. URL=<https://criticallegalthinking.com/2021/09/08/being-with-farewell-jean-luc-nancy/>

オーストラリアで目の当たりにすることになった苛酷な難民政策と先住民政策が、本書に結実した著者の関心を形づくる契機となった。

さて、本書の主題は、法がいかにして歴史にかかわるかということである。法は将来適用される規範や理論の収蔵庫になるという意味で「アーカイヴ」であるが、それは未来をつくりだすと同時に暴力や収奪、民族虐殺などの過去を内部にかかえこんでいる。すなわち、一方では体制移行や脱植民地化をもたらす法が、他方では植民地時代の制度や暴力をそのなかに存続させるのである。法のアーカイヴ的な機能と主権の暴力の結びつきに関心をもつ著者は、それを具体的に検討しうる場として「インド洋」に注目し、各地に見られる法現象や理論的な言説を幅広く取り上げていくことになる。特筆すべきは、このような本書の構想をつくりだしたのが、ジャック・デリダの『アーカイヴの病』であるということだろう。

大きく6つのパートからなる本書では、まず Introduction で理論的な枠組みが設定され、続く4章と Epilogue で理論的な言説と具体的な出来事がひと続きに検討されていく。Introduction が指摘するのは法のアーカイヴ的機能と主権の暴力の核心に「フィクション」の問題があるということである。そこでカントやハンス・ファイヒンガー、フランク・カーモード、デリダ、ナンシー、ハンス・ケルゼンらの法とフィクションをめぐる議論が整理されていくのだが、興味深いのは、そこに南アフリカ憲法前文が差し挟まれることだ。法をめぐる理論的な言説とインド洋地域における具体的な出来事を行き来しながら論述が展開されていくのが本書の特徴である。

第1章では、アメリカ軍の基地が置かれ、島民の帰還が争われているインド洋の中央に浮かぶ英国の海外領土・チャゴス諸島が舞台となる。まず海洋保護区の設定と島民たちの帰還をめぐる外交文書や訴訟記録が分析され、その読解が主権と「孤独」をめぐるルソーやデリダ、カール・シュミットらの言説に架橋されるのだ。第2章で取り上げられるのはオーストラリアの難民政策「パシフィック・ソリューション」である。その政策によって南太平洋の島国ナウルに移送され勾留された一人の難民の「身体」が、国境や主権をしるしづけるものとして、難民の地位をめぐるオーストラリアの裁判所の判決とアガンベンやバトラー、マラブーらの理論的な議論をつうじて読み解かれることになる。第3章では、国家的な政策によって家族から引き離されたアボリジニの「失われた世代」に目が向けられる。法と「事実」の問題を論じるために、ここでは先住民による訴訟と法学者の言説、そしてジェノサイドや記憶法をめぐるアルメニア出身の哲学者マルク・ニシヤニアン (Marc Nichanian) らの議論が参照される。第4章では、アパルトヘイト後の南アフリカの状況が、国家に「帰属する者たち」をめぐる問題として、脱植民地化を目指す社会運動や訴訟、憲法に含まれる「ウブントゥ」の哲学、そして著名な作家アンキー・クロッホらの著作に見出される「黒人になる」というテーマとともに考察される。

Epilogue では、著者のスリランカ再訪を入り口として、本書をつらぬく問題がふたたび開き直される。そのなかでひととき目を引くのは、タミル人の芸術家 T. シャナーサナン (Shanaathanan) によるアートブック *The Incomplete Thombu* の画像である (149 頁)。Thombu は「土地台帳」を意味している。シャナーサナンは内戦で住まい = 故郷 (home) を失った人びとのもとを訪ね、記憶を「台帳」のなかに書き込んでゆく。シャナーサナンがつくる「土地台帳」は国家のそれとは異

なり不安定なものだ。著者はそこにアーカイヴの未来をみる。それは直線的な歴史を拒み、複数の表象を立ち上げるべきものなのだ。

ここに見てきたように、本書はポストコロニアルな時代状況のなかに生まれ育った法学者が、法学と人文学を架橋させながら来たるべき法と歴史のありかたを構想する意欲的な書物である。評者にとって本書の最も大きな魅力が領域横断的な手数の多さであることはすでに述べた。さらに記すべきことがあるとすれば、単著としてのまとまりの良さである。たしかに扱われている論点はかなり幅広いが、それらを響き合わせ呼応させる言説の場が本書にはしかと用意されているように感じた。その場とは、言うまでもなく「インド洋」という地域のことである。

最後に、表紙について触れておこう。本書の表紙をかざるのは、ルイズ・フォーミターク (Luise Vormittag) による地図のコラージュである。異なる地図が切り貼りされ、ひとつの島の形をつくっている。インド洋を論じるにあたって、著者はベンヤミンの「弁証法的イメージ」に言及する。幼い時代には楽しく自由な場所であった海は、主権の暴力と残酷さにみちた空間でもある。島は難民たちの勾留施設であると同時に人びとの住まい=故郷でもある。著者にとってインド洋は弁証法的イメージの場にほかならない。そしてインド洋をとりまく島々や大陸をめぐるながら法と主権、暴力、歴史にかかわる複数の出来事と言説を紡ぐ本書は、表紙の島があらわしているように、それ自体ひとつの弁証法イメージを出現させる試みであるともいえるだろう。

本書は、法制度に存続する植民地主義の残滓を取り払ったり、法学と人文学を批判的に架橋させたりしようとする現代的な試みに取り組む研究者が、いま何に関心を持ち、どのような見通しを抱いているのかを鮮やかに浮かび上がらせている。著者と同じく法学を専門とし、現代哲学や人類学、歴史学などから多大な影響を受けてきた評者は、まさしく自分自身の「旅のカタログ」として、本書に思考の道筋や訪ねるべき場所を教えられた。